本人記入不可

一時預かり事業勤務証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

昭和・平成　　年　　月　　日生

2. 事業の種類 ［　　］

注)裏面の「事業の種類について」を参照して該当の番号を記入してください。

3. 設置(実施)主体

4. 運　営　主　体

5. 実　施　場　所

・住　　所

・電話番号

6. 運営開始年月　　昭和・平成・令和　　年　　月

7. 施設の名称、勤務期間等

名　　称	勤　務　期　間		総 勤 務 時 間 数
	自	(昭・平・令)　　年　　月	時間
	至	(昭・平・令)　　年　　月	
	計	年　　月	

注)裏面の「勤務条件について」を参照してください。

上記の者は、２に掲げる事業にて児童の保護に従事していたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

公印

証 明 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明書作成部署	
連 絡 先	

※　証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

「事業の種類について」

①児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業
【適用期間：平成 27 年 4 月 1 日から】

②「一時預かり事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 28 号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで】

③「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで】

④「平成 23 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成 23 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 1 号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで】

⑤「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成 20 年 11 月 28 日雇児発第 1128003 号）に規定する「一時預かり事業」
【適用期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで】

⑥「保育対策等促進事業の実施について」（平成 12 年 3 月 29 日児発第 247 号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで】

⑦「特別保育事業の実施について」（平成 7 年 4 月 25 日児発第 445 号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成 7 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで】

⑧「一時的保育事業の実施について」（平成 2 年 6 月 15 日児発第 508 号）に規定する「一時預かり事業」【適用期間：平成 2 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日まで】

「勤務条件について」

１．平成 3 年 4 月 1 日以降の高等学校卒業（保育科は平成 8 年 4 月 1 日以降の卒業）で、

2 年以上の勤務経験者の場合

・2 年以上の勤務で総勤務時間数が 2,880 時間以上を満たすこと。

２．5 年以上の勤務経験者の場合

・5 年以上の勤務で総勤務時間数が 7,200 時間以上を満たすこと。

※複数施設での勤務の場合は、あわせて１または２の勤務期間を満たしている事が必要です。

注）ご不明な点は新潟県こども家庭課保育支援係（025-280-5215）までお問い合わせください。